

「東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除申請」のご案内

このたびの大震災により被害にあわれた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

現在、神奈川県の後期高齢者医療制度にご加入の方で下記に該当する方は、医療機関等を受診する際に保険証と「**一部負担金等免除証明書**」を提示することで、窓口での一部負担金（1割又は3割負担）等が免除されます。

証明書の交付には以下のとおり申請が必要となりますので、該当の方はお手続きくださるようお願いいたします。

1 一部負担金等が免除となる方（免除証明書の交付を受けられる方）

災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震の発生以降、他市町村へ転出した方を含む）であり、以下のいずれかに該当する方

一部負担金等が免除となる方	証明書類（申請に必要なもの）
① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方（「一部損壊」は非該当になります）	り災証明書、被災証明書
② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方	り災証明書、被災証明書、死亡診断書、医師の診断書等
③ 主たる生計維持者の行方が不明である方	警察に提出した行方不明の届出の写し等
④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方	税務署に提出する廃業届、異動届の控え等
⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方	雇用保険受給資格者証、雇用主等の証明書
⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方	住民票の写しなど、避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの
⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方	

※ 上記に該当し、免除対象となる方が医療機関窓口で一部負担金等を支払った場合には、申請により払い戻しを受けられることがありますので、お住まいの市区町村後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

2 免除期間

平成24年2月29日まで（「入院時食事療養費・生活療養費」は当面の間）

※ ただし、上記③に該当の方は「平成24年2月29日までに行方が明らかとなった場合、それまでの間」、⑥及び⑦に該当の方は「平成24年2月29日までに当該指示が解除された場合、別途定められた日までの間」

※ 既に交付を受けた免除証明書で、食事療養及び生活療養の免除期限が「平成23年8月31日まで」と記載されている方も、9月1日以降、当面の間当該負担額が免除されます。

3 申請先

お住まいの市区町村後期高齢者医療担当窓口に申請してください。

【申請に必要なもの】

- ① 保険証（後期高齢者医療被保険者証）[青色]
- ② 印かん（朱肉を使用するもの）
- ③ 上記1に該当することを証明する書類
（り災証明書など[コピー可]）